

学校で子供や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン

令和3年8月30日
福津市教育委員会

1. 学校で感染者が確認された場合の対応（感染者への対応）

学校で子供や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した子供について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や職務専念義務の免除等により出勤させないようにすること。

また、子供や教職員が濃厚接触者と判定された場合も同様の措置をとること。

2. 学校で教職員の感染者が確認された場合の対応

学校で教職員の感染が確認された場合、当該教員が関わっていた学級等への対応は、保健所の調査結果を踏まえ、学級閉鎖や学年閉鎖等の有無を判断する。

3. 学級で子供の感染者が確認された場合の対応【学級閉鎖】

(1) 子供が、登校している（していた）状況下において、以下のいずれかの状況に該当する場合、暫定的に学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において 2名以上の子供の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が 1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状（発熱、倦怠感、咳、鼻水、くしゃみ）を有する者が2名以上いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在する可能性がある場合※¹

※¹ 濃厚接触者の候補（可能性がある者）は以下のとおりです。

- ㊦ 感染者と給食時間に会話（マスクなしで）をするなどして過ごした者
- ㊧ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
（1m以内の距離で互いにマスクなしで時間の長さを問わずに会話があった場合）
- ㊨ マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 教職員は、ワクチン接種済みであることを踏まえ、濃厚接触者に該当するか否かの特定は、保健所の判断を待つものとする。

(2) 緊急事態措置期間は、暫定的に、学級閉鎖の期間を以下のようにする。

- 学級閉鎖の期間は、陽性者が判明した翌日から2日間^{※2}とし、2日の間に保健所の指示により学級閉鎖を解除、延長（目安として3～5日程度）を判断する。

※2 (1) 「2日間」の根拠は、保健所が濃厚接触者等の調査や特定に要する期間

(2) 「2日間」の考えと方対応

※ 陽性者が判明し、「学級閉鎖の要件に該当している」上で、

㊦ 月曜日の朝に陽性者が判明し、学級閉鎖を実施する場合

陽性者が当日の朝から欠席しているため、他の子供は、給食終了後、速やかに下校させる。学級閉鎖の期間は、当日午後（半日）と翌日（火曜日）、翌々日（水曜日）とする。

㊧ 月曜日の午後または放課後に陽性者が判明した場合

翌日（火曜日）と翌々日（水曜日）を学級閉鎖とする。

㊨ 火曜日の朝に陽性者が判明した場合、㊦の考え方。

※ 給食後下校、翌日（水曜日）と翌々日（木曜日）を学級閉鎖とする。

㊩ 火曜日の午後または放課後に陽性者が判明した場合、㊧の考え方。

※ 翌日（水曜日）と翌々日（木曜日）を学級閉鎖とする。

㊪ 水曜日に陽性者が判明した場合、上記の㊦㊧の考え方に準じる。

㊫ 木曜日に陽性者が判明した場合、翌日の金曜日が学級閉鎖となるが、土日を挟むため、月曜日以降の学級閉鎖の有無は保健所の指示に従う。

㊬ 金曜日に陽性者が判明した場合、土日を挟むため、月曜日以降の学級閉鎖の有無は保健所の指示に従う。

㊭ 土曜日に陽性者が判明した場合、月曜日を学級閉鎖とし、火曜日以降の学級閉鎖の有無は保健所の指示に従う。

㊮ 日曜日に陽性者が判明した場合、翌日（月曜日）と翌々日（火曜日）を学級閉鎖とする。